

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：平成28年7月25日（平成28年（行情）諮問第476号）

答申日：平成28年12月7日（平成28年度（行情）答申第565号）

事件名：特定の土地について特定個人と交渉等をした記録等の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる本件対象文書1ないし本件対象文書4（以下、併せて「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、関東地方整備局長（以下「処分庁」という。）が平成28年2月24日付け国関整総情第2208号-1-1により行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね次のとおりである。

（1）審査請求書

平成28年2月24日付けの情報公開決定における不開示部分は、文書不存在を理由とする部分はともかく、法5条の行政文書の開示義務に違反するものが多く存在する。以下、項を分けて述べる。

ア 個人に関する情報を一律に不開示としている点（業務日誌・打ち合わせ記録等における不開示）

（ア）請求者本人に関わるもの

本件情報開示請求は、特定個人Xが請求者である。本人ないしは、本人の使者若しくは代理人の氏名を黒塗りで不開示としている。具体的には、特定個人X妻、依頼した国会議員（秘書）、代理人とした弁護士などの氏名がことごとく黒塗りで不開示としている。「次に掲げる情報を除く」（法5条）との文言にもかかわらず、請求者の権利を顧みることなく、形式的、一律に不開示としている。不開示理由のうち、ただし書に該当しない旨の記載も結論を記載するの

みであり、正当な理由があるとは考えられない。法の目的・趣旨にももとのものである。次のイも同様である。

(イ) 請求者の先代かつ所有地の前所有者特定個人Yに関わるもの（業務日誌における不開示）

黒塗りの不開示部分は、請求者の財産を保護するため、公にすることが是非とも必要であり、かつ登記簿等の何人も取得可能な文書で慣行として公にされている事項でもある（法5条1号ただし書口、イ）。適例は土地売渡証書（ただし、開示資料は旧字を用いている）での不開示（黒塗り）である。

イ 土地を特定する地番等を不開示にしている点（地上物件台帳，土地買収代金明細書）

所有者の記載がことごとく不開示である。所有者の記載は、登記簿で広く、しかも何人に対しても明らかにしているばかりでなく、譲渡が介在している場合、権利移転の経過を明らかにすることは権利の正当性を主張する前提条件であり、請求者の権利行使のため必要である。地番が特定されている以上、所有者を非開示とする理由がない（法5条1号ただし書イ及び口）。

(2) 意見書

ア 業務日誌・打ち合わせ記録等における不開示についての対象事実

審査請求人が開示を求める対象事実は、国と主権者国民との権利確定のため欠くことができないものである。

土地買収にあたり、いかなる交渉がなされたかは、現在土地所有を争っている依頼者にとって極めて重大な利害に関わる事項である。そして、それは情報を秘匿せんとする情報保有者との利害対立であり、土地所有権の帰属についての争いとなっている。国（国土交通省所管）は、特定年Dに特定個人Yから土地を買い取ったことを主張し、その後の買い取り交渉の有無については一切明らかにしない。しかも、平穏かつ公然たる占有があるものとして時効取得の主張までするに至っている。

開示を求め、審査請求で問題としているのは、国が、（少なくとも）依頼者の祖父にあたる特定個人Yとの間でいかなる交渉をしたかを明らかにすべきというものである。

こうした重大な利害対立があるなかで、国が公の立場で保存保管している情報について、国民である依頼者の権利を否定し、もっぱら国の利益のために情報開示を拒むことは情報公開の制度趣旨に悖るものである。情報は開示されなければならない。

イ 業務日誌・打ち合わせ記録に関しての対象事実について、依頼者は情報開示の対象者の権利を承継する者である

依頼者は、国との間で土地買収の交渉をした特定個人Yの孫にあたる者であり、しかも贈与によって直接土地所有名義を取得した者である。そして、特定個人Yはすでに死亡している。つまりは、特定個人Yの相続人であり、権利の承継者である。情報開示において情報開示を拒む他人性はない。そして、当然ながら、特定個人Yには、何らの不利益もないし、弊害もない。そして、不利益があったとしてもそれは、相続人たる依頼者にもたらされるのであって、不開示の理由とはならない。

ウ 個人識別性を有する情報との主張は、本件では非開示の杓子定規の口実に過ぎない

上記イの通り、情報開示の対象者であった特定個人Yに関する情報については、今や権利者は依頼者にほかならない。そして、既に死亡していることを考えるならば、相続人である者にその行使が拒まれるのであれば、情報保有者のみを利する不適切な解釈と言わなければならない。

また、地上物件台帳、土地買収代金明細書において権利移転の経過は、所有者の記載によって明らかになる。権利移転の経過については現存の登記制度の中でことごとく開示の扱いをしている。情報公開の制度において既存の制度で開示している事項については、ことさらに不利益もないのに「個人識別性」との文言を持ち出して開示の道を閉ざすことは情報公開の制度を没却するものであり、不適切である（5条1号ただし書イ及びロ）。

エ 上記の通り、国は、情報公開制度の趣旨に則り情報を開示すべきである。なお、一部開示が誤りだったとの主張（「本件開示請求を拒否すべきものだった。」というのである。）は受け入れがたい。一部開示は、情報が開示されるべきとの当然の理によってなされた判断である。今回の主張は、それを打ち消そうとするものでしかないというべきである。審査請求は、容れられ、情報は開示されなければならない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求について

- (1) 本件開示請求は、法に基づき、処分庁に対して、別紙の2に掲げる文書1及び文書2（以下、併せて「本件請求文書」という。）の開示を求めてなされたものである。
- (2) 本件開示請求を受けて、処分庁は、平成28年2月24日付け国関整総情第2208号-1-1において一部開示決定（原処分）を行った。
- (3) これに対し、審査請求人は、諮問庁に対し、原処分の取消しを求めて、本件審査請求を提起したものである。

2 審査請求人の主張について

(省略)

3 堤防事業について

(省略)

4 本件開示文書について

(1) 土地買収代金明細書について

土地買収代金明細書は、公共事業用地の工事箇所毎に買収した土地の所在、地目、地積、金額、承諾年月日、登記済年月日、年月日並びに土地所有者の氏名を記載する文書である。

(2) 土地買収台帳について

土地買収台帳は、公共事業用地の土地所有者毎に作成する文書であり、土地所有者の住所及び氏名、買収した土地の地積、金額、筆数、協議年月日、買収年月日、登記済年月日等が記載されている。

(3) 地上物件台帳について

地上物件台帳は、公共事業用地に存する地上物件所有者毎に作成する文書であり、地上物件所有者の住所及び氏名、移転料、内訳、協議年月日、承諾年月日等が記載されている。

(4) 業務日誌及び打合せ記録等について

業務日誌は、河川を適正に管理するため、当事者、関係者との交渉や打合せ等の結果を記録する文書であり、一般的には、交渉場所、交渉年月日、交渉時間、出席者、交渉内容、その他特記事項が記載されている。

5 本件対象文書について

文書1に該当する本件対象文書は、特定個人及び特定場所の32筆に関する部分が記載された土地買収代金明細書(本件対象文書1)、土地買収台帳(本件対象文書2)、地上物件台帳(本件対象文書3)である。

文書2に該当する本件対象文書は、特定年C以降現在に至る交渉記録のうち、国と特定個人との交渉記録等(本件対象文書4)である。

6 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件開示請求書をみると、文書1及び文書2は、特定の土地について特定個人と国が交渉等をした記録であることが明記されている。

とすれば、本件対象文書の存否を答えることは、特定の土地について特定個人と国が交渉等をしたという事実の有無を明らかにするものであると認められる。

特定の土地において特定個人と国が交渉等したことは、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、個人識別性を有する情報であると認められる。そして、このような事実の有無は、公にしている実態があるとは認められず、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当する事情は存しない。同様に、同号ただし書

口及びハに該当する事情も存しない。

したがって、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、法8条の規定によりその存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否すべきものだった。

しかし、処分庁は原処分において一部開示決定を行っており、本件存否情報を既に明らかにした状態となっているため、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意義は乏しいことから、原処分は結論において妥当である。

7 結論

以上から、本件対象文書につき、原処分は一部開示決定を行っているが、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当し、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったと認められるので、結論において妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年7月25日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年8月30日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年10月25日 審議
- ⑤ 同年12月5日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求について

本件開示請求は、求補正を経て本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、法5条1号に該当する部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った。

審査請求人は、不開示とされた部分は開示されるべきであるとして、原処分の取消しを求めている。

諮問庁は、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号の不開示情報を開示することとなるため、法8条に基づき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであり、本件対象文書の一部を不開示とした原処分は結論において妥当であるとしていることから、以下、検討する。

2 本件開示請求について

- (1) 本件開示請求は、開示請求書に記載された特定の土地の所有者である特定個人の氏名を明示し、当該特定個人が特定の土地に関して国と交渉をしたことを前提として、当該交渉の記録等の文書（本件請求文書）について、法に基づき開示することを求めるものである。

本件請求文書の存否を答えることは、特定個人が特定の土地に関して国と交渉をしたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）を

明らかにするものであると認められる。

本件存否情報は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、開示請求書で明示された特定の個人を識別することができるものであると認められ、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（同号ただし書イ）に該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当するとすべき事情も認められない。

したがって、本件開示請求については、本件請求文書が存在しているか否かを答えるだけで、法5条1号の不開示情報を開示することになるため、本来、法8条の規定により開示請求を拒否すべきものであったと認められる。

- (2) 本件開示請求については、上記(1)のとおり、本来、存否応答拒否すべきであったと認められるが、処分庁は、原処分において、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書の存否を明らかにしてしまっており、このような場合においては、原処分を取り消して改めて法8条の規定を適用する意味はなく、本件対象文書の一部を不開示としたことは、結論において妥当といわざるを得ない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁がその存否を答えるだけで開示することとなる情報は同号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否すべきであったとしていることについては、当該情報は同号に該当すると認められるので、その一部を不開示とした決定は、結論において妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象文書

- 本件対象文書 1 土地買収代金明細書
- 本件対象文書 2 土地買収台帳
- 本件対象文書 3 地上物件台帳
- 本件対象文書 4 国と特定個人 X の交渉記録等

2 本件請求文書

- 本件土地 特定所在，特定地番 a 及び b
 - 所有者（請求依頼者） 特定個人 X
 - 前所有者 特定個人 Y

文書 1 特定年月 A ないし特定年月 B に名義移転した堤防敷地の土地が本件土地周辺にある。

特定個人 Y に対する交渉があったはず。

昭和 20 年から堤防工事着工までの間，特定個人 Y 並びに特定所在特定地番 c，d，e，f，g，h ほか特定 32 筆の土地に関する堤防敷地ないし堤防敷地予定地所有者に対する交渉に関する各書類。

① 堤防敷地取得に関する調査記録，交渉記録，並びに土地買収代金明細書，物件移転補償料各人別調書など，名称を問わず交渉結果を記載した文書一切。

② 特に，特定個人 Y 所有土地関係の交渉記録。

文書 2 特定年 C 以降，所有者となった特定個人 X が，場合によっては，特定国会議員ないしその秘書やその他代理人が窓口になり，数次にわたって売買契約完遂（代金支払い等）を求めて交渉している。特定年 C 以降現在に至るまで，名称の知何を問わず交渉ないし特定個人 X からの申し入れを記録した書類一切。